

# ごみの正しい分け方・出し方 令和7年4月現在

※指定袋の氏名欄には、必ず地区指定の表示方法(名前・番号等)で記入をする。  
※原則として、当日の朝、7時から8時の間に各地区指定の集積所へ出す。

区分	ごみの内容	収集日程
有料ごみ	<b>燃やせるごみ</b> 赤色文字袋 ●生ごみ ※よく水を切ってから出す ●紙くず ●皮革類 ●木くず 小さく(50cm以内)切断し、指定袋に入れる ●ゴム類 ホース等は50cm以内に切断する ●その他 ・アルミホイル・カイロ ・在宅医療用のビニールバック、カテーテル、チューブ(感染性があり、鋭利なものは不可)	毎週 <b>月・木</b> 又は <b>火・金</b> ・地区により曜日が異なる。
	<b>燃やせないごみ</b> 青色文字袋 ●金属類 刃物や鋭利な物は、布や新聞紙に包み「刃物」等の表示をする ●ガラス・陶器類 びんやガラス等の割れた破片は、布や新聞紙に包み「ガラス」等の表示をする ●灰、トイレ砂 ・灰やトイレ砂の中の固形物、紙製のトイレ砂は赤色文字袋へ入れる ・灰、トイレ砂は分けて別々の青色文字袋に入れて出す ●その他 金属、ガラス素材との複合製品	毎週 <b>月～金</b> のうち1回 ・地区により曜日が異なる。
資源物	<b>プラスチック製容器包装</b> 商品使用後に不要となる容器・包装 ●トレー・カップ・パック類 ●袋・ラップ類 ●チューブ・ボトル類 ●ふた類 ●緩衝材類 ●製品プラスチック	毎週 <b>月～金</b> のうち1回 ・地区により曜日が異なる。
	<b>資源プラスチック</b> 紫色文字袋 ●ペットボトル ●びん ●スチール缶 ●乾電池 ●蛍光管 ●水銀含有物	毎月1回 <b>水曜日</b> (蛍光管) 年3回 <b>6月10日 3月</b> ・どの水曜日(第1～第4水曜日)かは、地区により異なる(日程表参照)。
リサイクル・資源物	<b>ペットボトル</b> ●キャップを取る ●ラベルをはがす ●水洗いする ●つぶす ●指定のなかへ	<b>廃食用油</b> 食用油(植物性)に限る。 ●専用回収ボックスに、ペットボトルのまま入れる
	<b>びん</b> ●キャップ、玉冠、ロ金、栓、口回りのラベルを取る ●水洗いする ●ラベルをはがす(紙のラベルではかれないものはよい) ●無色、茶色、その他の色に分別し指定のコンテナへ入れる(迷ったら「その他の色」) ●指定のコンテナへ入れる	<b>出せないもの</b> ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
資源物	<b>スチール缶</b> ●ボルト缶のふたは青色文字袋へ入れる ●水洗いする ●指定のコンテナへ入れる	<b>出せないもの</b> ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
	<b>乾電池</b> ・単一、二、三等の乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー ・電池ホルダー、器具は出せない。車のバッテリーは排出禁止。	<b>出せないもの</b> ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
資源物	<b>蛍光管</b> ・直管、円管、球管、コンパクト型管	<b>出せないもの</b> ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
	<b>水銀含有物</b> 市役所生活環境課または、大田切りサイクルステーションへ持っていく。	<b>出せないもの</b> ・ラードなどの動物性油脂(新聞紙に包み、凝固剤で固めるなどして赤色文字袋へ入れる) ・エンジンオイルなどの機械油→排出禁止(業者等へ)
資源物	<b>新聞雑誌・雑紙</b> ●新聞 ●雑誌(雑紙類) ●紙パック ●段ボール ●布類	<b>アルミ類</b> ・アルミ缶、アルミ製食器など
	<b>小型家電(家庭用)</b> ●リサイクル認定(グループ)事業所へ持ち込む(有料)。 ●袋に入る大きさは青色文字袋に入れる(片手で運べて袋が破れない程度)。 ●袋に入らないものは、クリーンセンター八乙女(箕輪町)へ持ち込む。 ※小型充電式電池は必ず取り外すこと。なお、電池が取り外せない場合①の方法で処理してください。 ※引火性のあるもの(石油ストーブ等)は収集しません。	各地区で計画した日・時間・場所。日時は地区の環境美化組合長からお知らせがある(年6回から12回)。 ①南恵比寿産業(Ta0265-82-5085) ②燃やせないごみの集積所に出す。
集積所に出せない物	<b>排出禁止物</b> ①感染性のある又はおそれのある医療系廃棄物(注射針、カテーテルなどは医療機関が回収) ②有毒性物質を含むもの(塗料、農薬など) ③引火性のあるもの(油、エンジンオイルなど) ④動物の死体及びふん尿(動物の死体は、専門業者の回収となります。) ⑤汚泥(汚泥専用の収集運搬業者が有料で回収)	<b>家電4品目</b> ・テレビ 4,000円～(目安) ・洗濯機 3,000円～(目安) ・エアコン 2,000円～(目安) ・冷蔵庫 6,000円～(目安)
	<b>粗大ごみ(有料)</b> ●市内一括回収 ●施設への直接搬入 ●大型可燃ごみ ●粗大ごみ	①買換時に小売業者に引き取ってもらう。 ②郵便局でリサイクル券を購入し、指定取扱場所へ搬入又は収集運搬業へ依頼する。 ③家電リサイクル券取扱業者へ搬入する。 ※リサイクル料、運搬料はそれぞれ金額が異なるため、各小売店、収集運搬業者へ確認を。

詳細については、「資源物・ごみのガイドブック」をご覧ください。 [問い合わせ先] 駒ヶ根市役所 生活環境課 環境衛生係 (TEL 0265-83-2111 内線541～543)